

米谷出張所だより

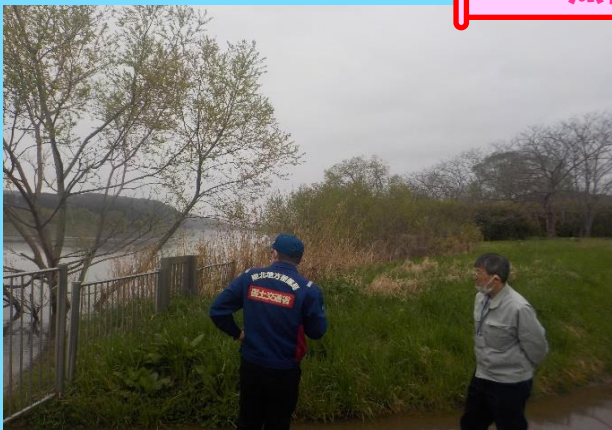
米谷出張所は、岩手県境から分流施設上流までの北上川を管理しています。
ここでは、出張所管内での様々な活動をお知らせいたします。

河川公園などの水辺施設の安全点検を実施しました



国土交通省では、河川や水辺の利用が本格化するゴールデンウィーク前までに、河川公園や船着場などが安全に利用できるよう、全国一斉に施設管理者と合同で安全利用点検を行っております。米谷出張所では、4月15日（火）に管内5施設の点検を実施しました。点検の結果、危険箇所には注意喚起の掲示がなされ、改善されました。

点検の様子



米谷出張所 管内図



出張所の職員が変わりました

河川管理業務には疎いですが、微力ながら頑張りますので、よろしくをお願いします。



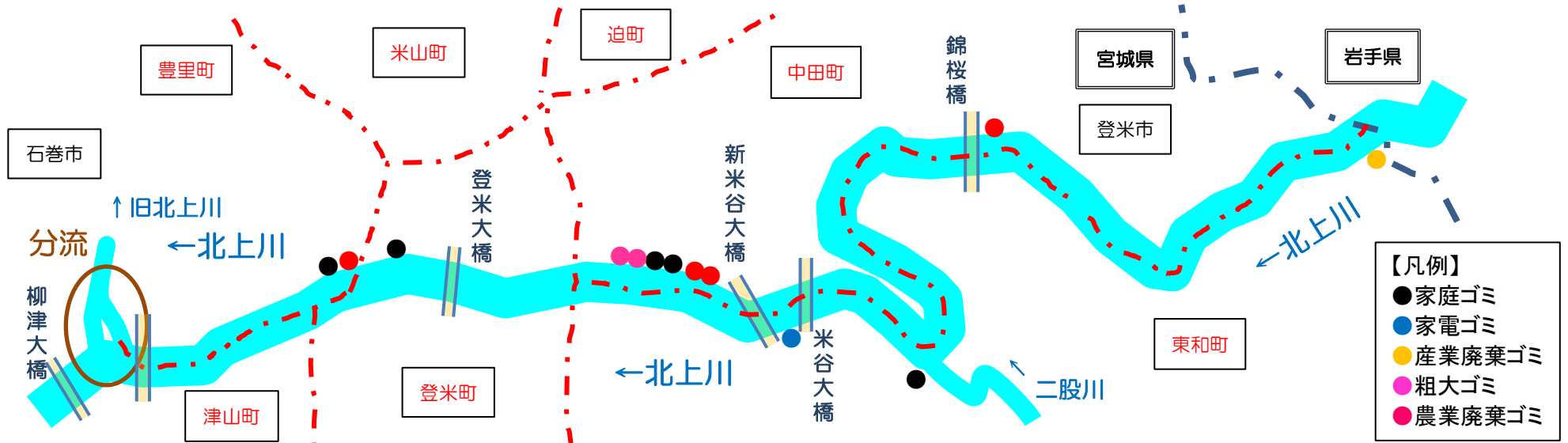
専門職
井口 昭宏 (いぐち あきひろ)
(東北技術事務所より)

地元の登米市出身です。至らない点もあると思いますが、頑張りますので、よろしくをお願いします。



技官
斎藤 英樹 (さいとう えいき)
(北上川下流河川事務所より)

北上川ゴミマップ (米谷出張所管内の不法投棄の状況)



不法投棄ゴミ種別・発見数 (件)	
家庭ゴミ	4
家電ゴミ	1
産業廃棄ゴミ	1
粗大ゴミ	2
農業廃棄ゴミ	5
新規発見総数	13



河川へのゴミの投棄は違法行為です!

【罰則規定】

- ★河川法では、3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金
(野焼きの場合は、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)
- ★廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはその両方

＜河川への不法投棄を発見したらご連絡ください＞

北上川下流河川事務所 米谷出張所

電話：0220-42-2211

【担当区間】

北上川 (岩手県境～分流施設上流)
と二股川の一部区間

※河川を利用した際に出たゴミは持ち帰り、決められた集積所へ分別して出しましょう。みなさまのご協力をお願いいたします。